暮らしサポート

消費生活に関する
問合せ・相談は
消費生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と思っていませんか？

**消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！**

見守り新鮮情報　重篤な事故になることも！脚立やはしごからの転落に注意

《事例1》庭木の剪定中にバランスを崩して脚立から転落。左肋骨骨折、血胸、脊椎骨折、左上腕骨骨折で入院となった。（70歳代）

《事例2》高さ１mのはしごに乗って庭仕事をしていた際、バランスを崩し、転落した。（80歳代）



【ひとこと助言】
・脚立やはしごからの転落事故が報告されています。特に庭木の手入れ中の事故が目立ち、重篤な事故につながる事例も見られます。高齢になると誰でも、身体・認知機能が衰えてきます。専門業者や身近な人に頼むなど、なるべく高所での作業は自分自身で行わないようにしましょう。

見守り新鮮情報　事故を防ぐ！リコール情報を確認しましょう



製品に欠陥や不具合が見つかり、安全上の問題が生じるおそれがある場合に、事業者が製品の回収や修理、交換などの対応（リコール）を実施することがあります。リコール対象製品の使用により、火災やけがなどの重大な事故が発生しています。

● 自宅に対象製品がないかを確認し、事故を防ぎましょう

所有している製品がリコールにより回収や修理、交換などの対象になっていないか定期的に確認しましょう。消費者庁のリコール情報サイトでは、事業者が実施したリコールの情報を、一元的に集約して提供しています。

◀消費者庁「リコール情報サイト」
※上記サイトのメール配信サービスに登録すると、登録後にサイトで新規登録・更新されたリコール情報を受け取れます。

【ひとこと助言】
・リコールを行っている事業者と連絡が取れないなど、困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センターなどへご相談ください（消費者ホットライン188）。

～以上２件、国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。
相談の１週間前までにご予約ください。

【開催日時】令和９年１月15日（金）
午前９時30分から11時30分まで
【会場・受付】美浦村消費生活センター

◀ 消費生活に関する相談は ▶

- **村消費生活センター（消費生活相談全般）☎885-7141（直通）**
  月・水・木・金　午前９時～正午、午後１時～４時
  （相談の受付は、午前は11時30分、午後は３時30分まで。）
  ※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- **消費者ホットライン（全国共通）☎１８８（いやや）※３桁で繋がります。**
- **県警悪質商法１１０番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）**
  午前８時30分～午後５時15分　☎029-301-7379